【規程番号　神女大Ｖ－007】

全学開放科目（オープン科目）受講についての細則

１.（定義）

（1）各学科の専門科目の中で、全学の学生が全学共通教養科目の単位として履修することができる科目を全学開放科目（以下オープン科目）と呼ぶ。

（2）オープン科目は、各学科によって決められた全学共通教養科目の卒業要件単位に含むことができる。

２.（目的）

オープン科目は、各学科の専門科目の中で、教養科目としてふさわしい科目を当該学科以外の学生に広く教養科目として履修できるようにするものとする。

３.（履修）

（1）オープン科目は、年度ごとに、

①オープン科目であること

②受講条件（オープン科目を受講できる学年やその他の条件）

③受講希望者多数の場合の選別方法

を各担当者が決定する。

（2）オープン科目は当該学科の専門科目であり、当該学科学生の専門科目としての受講が優先される。他学部、他学科の学生は、当該学科受講生の人数、教室、設備など当初に指定された物理的条件に余裕のある限りで受講できるものとする。

（3）当該学科の学生が全学共通教養科目として履修することはできない。

４.（履修手続き）

（1）オープン科目の履修を希望する者は、所定の期日までに履修登録をしなければならない。

（2）オープン科目担当者に履修を許可された者には、教務課より連絡がある。

５.（改廃）

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

６.この細則は、平成 20 年度入学生より適用する。

附　則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。